

**令和４年度愛媛県ＮＰＯ法人育成支援事業  
(地域協働推進活動助成)実施要領**

(目的)

第１条 県民や企業等からの寄附金を原資とする「あったか愛媛ＮＰＯ応援基金」を活用し中間支援組織が実施する事業への助成を行うことにより、地域の課題解決に主体的に取り組むＮＰＯ法人等の地域活動団体の事業力及び運営能力の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第２条 この要領において、中間支援組織とは、ＮＰＯ法人等の地域活動団体と行政や企業等の間に立って、地域活動団体を支援する組織をいう。

(助成措置)

第３条 知事は、第１条に規定する助成を行うため、別に定めるところにより、予算の範囲内で、次の区分に基づき愛媛県ＮＰＯ法人育成支援事業費(地域協働推進活動助成)補助金(以下「当該補助金」という。)を交付するものとする。

| 助成事業の区分        | 助成事業の内容                                   | 補助金の額                 | 交付対象団体数 |
|----------------|-------------------------------------------|-----------------------|---------|
| 地域協働推進<br>活動助成 | 中間支援組織が、地域課題の解決の支援に係るモデル的な事業を実施する経費に対する助成 | １団体当たり<br>300,000 円以内 | ３団体     |

(対象団体)

第４条 当該補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (１) 中間支援組織であること。
- (２) 助成事業について、当該年度内に、県、国、市町、民間団体等からの補助金その他これに類するもの(以下「その他の補助金等」という。)の交付を受けていないこと。

(対象活動)

第５条 当該補助金の交付の対象となる活動は、次の各号のいずれにも該当する活動とする。

- (１) 地域課題の解決の支援に係るモデル的な事業に係る活動
- (２) 営利を目的としない助け合い・支え合いの社会貢献活動
- (３) 新たに取り組む活動又は既に取り組んでいる活動で資金が不足している活動
- (４) 次の期間に実施される活動

交付決定の日から令和５年３月１５日まで

(選考)

第6条 補助金の交付を申請できる団体は、別に定める募集期間内に応募のあった対象団体のうちから、別途設置している「えひめ地域協働推進事業選考委員会(以下「委員会」という。)」が選考し、知事が委員会の選考結果を基に決定した団体とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、愛媛県NPO法人育成支援事業(地域協働推進活動助成)の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。